

居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果（仮集計値）のポイント

本調査は、平成 15 年 8 月に全国の自治体を対象に実施したものであり、今般各サービスの支給決定及び利用状況について、有効回答が得られた自治体分を取りまとめた。

調査結果のポイントは次のとおりであるが、全体の傾向は抽出分のまとめ(9月30日)とほぼ同様となっている。

居宅介護支援（ホームヘルプサービス）

(P2)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者の身体介護及び家事援助が多く、全市町村中の約 65%で支給決定している。日常生活支援がもっとも少なく、全市町村中の 10%となっている。

(P2・P3)

○ 支給決定に対する利用実績

	延べ人数	時間数
身体障害者	81.2% (61,104 人 / 75,223 人)	56.1% (1,462,585 時間 / 2,608,345 時間)
知的障害者	42.3% (13,199 人 / 31,182 人)	26.0% (186,524 時間 / 717,535 時間)
児童(障害児)	34.0% (5,641 人 / 16,609 人)	20.2% (67,540 時間 / 334,124 時間)

支給決定に対する利用率(延べ人数)は、身体障害者が 81%であるのに比べ、知的障害者は 42%、児童は 34%と低くなっている。

支給決定に対する利用率(時間数)は、身体障害者が 56%であるのに比べ、知的障害者は 26%、児童は 20%と低くなっている。

(P3 参考)

- 措置制度下での平成 13 年度との 1 人当りの利用量を比較すると、一般分及び移動介護がほぼ同水準となっているのに比べ、日常生活支援は 63%増となっている。

デイサービス

(P4 上段表)

○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

身体障害者	74.9% (21,888 人 / 29,237 人)
知的障害者	69.7% (6,891 人 / 9,888 人)
児童(障害児)	72.9% (12,659 人 / 17,357 人)

支給決定に対する利用率は、身体障害者、知的障害者、児童の間での格差は見られず、約 70~75%となっている。

(P4 下段表)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者が全市町村中の42%、知的障害者が32%、児童が44%となっている。

短期入所支援

(P5)

○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

身体障害者	22.8% (2,572人 / 11,272人)
知的障害者	22.3% (7,615人 / 34,139人)
児童(障害児)	25.6% (6,693人 / 26,135人)

支給決定に対する利用率は、居宅サービスの中でもっとも低い。

身体障害者、知的障害者、児童の間での格差は見られず、約20~25%となっている。

(P6)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者が全市町村中の48%、知的障害者が61%、児童が63%となっている。

知的障害者地域生活援助支援（知的障害者グループホーム）

(P6)

○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

96.7% (13,381人 / 13,836人)

支給決定に対する利用率は、居宅サービスの中でもっとも高い。

(P6)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数は、全市町村中の69%となっている。

居宅生活支援事業所数

(P7)

○ 居宅生活支援事業所数

全国の事業所数は、都道府県知事等の指定する指定事業所が31,794か所、当該市町村が認めた基準該当事業所が918か所で、合わせて32,712か所となっている。

(P7)

○ 指定事業所の運営主体

ホームヘルプサービス事業では、営利法人が38.8%ともっとも多く、次いで社会福祉協議会(26.4%)、社協を除く社会福祉法人(14.6%)となっている。

デイサービス事業では、社協を除く社会福祉法人が48.3%と半数近くを占め、次いで地方公共団体(25.9%)、社会福祉協議会(12.3%)となっている。

短期入所事業では、社協を除く社会福祉法人が85.0%を占め、また、グループホームでも社協を除く社会福祉法人が92.8%を占めている。